

市報第4号

変更契約の締結についての専決処分報告

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）により、次のように変更契約を締結したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和2年6月23日

横浜市長 林 文子

1 財政局

| 専決 年月日 | 契約の概要（下線部が今回の変更内容） | | | 変更理由 | |
|-----------|---------------------------------|---------------------|--|--|-----------------------------------|
| | 契約名 | 相手方 | 議決・専決年月日 変更前 変更後 | | |
| 2.3.11 | 新本牧ふ頭建設工事（その2・外周護岸B-1地盤改良工）請負契約 | 東亜・あおみ・大本建設共同企業体 | <u>元.12.19議決</u> 契約金額 <u>2,377,320,000円</u> 完成期限 令和3年2月26日 | 契約金額 <u>2,470,259,000円</u> 完成期限 令和3年2月26日 | 地盤の状況により施工に時間を要し、作業船の稼働時間が増える等のため |
| 同 | 新本牧ふ頭建設工事（その3・外周護岸B-1地盤改良工）請負契約 | 五洋・若築・りんかい日産建設共同企業体 | <u>元.12.19議決</u> 契約金額 <u>2,312,530,000円</u> 完成期限 令和3年2月26日 | 契約金額 <u>2,363,670,100円</u> 完成期限 令和3年2月26日 | 地盤の状況により施工量を増やす等のため |

| | | | | | |
|---|---------------------------------|---------------------|---------------------------|---------------------------|---|
| 同 | 新本牧ふ頭建設工事（その4・外周護岸B-1地盤改良工）請負契約 | 東洋・みらい・不動テトラ建設共同企業体 | 元. 12. 19議決 | 契約金額 2, 559, 503, 100円 | 同 |
| | | | 契約金額 2, 453, 880, 000円 | | |
| | | | 完成期限 令和3年2月26日 | 完成期限 令和3年2月26日 | |

2 都市整備局

| 専決 年月日 | 契約の概要（下線部が今回の変更内容） | | | 変更理由 | |
|-----------|---------------------|-----------------|--|---|------------------------------|
| | 契約名 | 相手方 | 議決・専決年月日 変更前 | | 変更後 |
| 2. 3. 16 | 横浜駅中央西口駅前広場整備工事委託契約 | 株式会社相鉄アーバンクリエイツ | 元. 12. 19議決 契約金額 834, 698, 920円 履行期限 令和2年3月16日 | 契約金額 834, 698, 920円 履行期限 令和2年7月31日 | 関係事業者との協議に時間を要し、施工工程等を見直したため |

参 考

市長専決処分事項指定の件（抜粋）

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

（第1号から第5号まで省略）

(6) 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、次のいずれかの変更をする契約を締結すること。

ア 当該議決を経た契約金額の1割以内の範囲における変更（当該変更の額が横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年3月横浜市条例第5号）第2条に定める額未満の場合に限る。）

イ 天候その他やむを得ない事由による完成期限、履行期限又は引渡期限の変更

（第7号省略）

地方自治法（抜粋）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（抜粋）

（市議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の

規定により市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 600,000,000 円以上の工事又は製造の請負とする。